

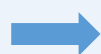
職場復帰支援助成金を申請されている事業主様へ

「職場復帰支援助成金」の提出書類変更のご案内

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構にて認定・支給を行っている職場復帰支援助成金の提出書類が一部不要になります。

支給申請時・提出書類

「外部専門家として援助を行った結果に関する報告(様式第22号)」



職務開発等の措置を行った際に提出としていた上記書類について、**【提出不要】**となります。

○パンフレット等掲載箇所

- ・障害者雇用助成金のご案内 → 22ページ②-b
- ・支給申請書チェックリスト(提出書類一覧) → 5-②-b

【適用時期】

令和4年5月23日以降に支給申請書を提出する事業主から適用します。



独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構

※詳細は、事業所の所在地を管轄する都道府県支部高齢・障害者業務課(東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課)にお問い合わせください。

R4.6.15

障害者雇用助成金のご案内パンフレット
 令和4年5月23日 変更内容
 【職場復帰支援助成金】

5 助成金受給のための提出書類

※下線の箇所が変更点です。

頁	箇所	新	旧
22頁	支給申請の 手続に必要とする書類 ②職務開発等関係	外部専門家の所属する法人等にかかるリーフレット等法人の事業概要がわかるもの(写)	a 外部専門家の所属する法人等にかかるリーフレット等法人の事業概要がわかるもの(写) b 外部専門家として援助を行った結果に関する報告(様式第22号)

8 支給申請書等の記入方法

44頁	外部専門家として援助を行った結果に関する報告(様式第22号)の記入方法	削除	(省略)
-----	-------------------------------------	----	------